

京都

# ケアマネ・ポート

KYOTO CARE MANE PORT

## Contents

- 2 新年のご挨拶
- 3 公益社団法人京都府介護支援専門員会 平成29年度府民公開講座
- 4 第6回京都府介護支援専門員研究大会
- 5 平成29年度第2回京都府災害派遣福祉チーム(京都DWAT)養成研修に参加して
- 6 ケアマネジャーとして知っておきたい2018年度診療・介護報酬同時改定(その3)  
——訪問系サービス同一建物利用者の減算方式の適正化——
- 7 介護報酬改定対応委員会
- 8 事務局からのお知らせ／編集後記



## 新年のご挨拶

公益社団法人 京都府介護支援専門員会 会長 井上 基

京都府介護支援専門員会会員の皆さま、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく申し上げます。平素は、本会活動に多大なご協力をいただいておりますことに、この場を借りて御礼申し上げます。

さて、いよいよ平成30年です。介護報酬・診療報酬同時改定の年を迎えました。まだ不透明なところが多くありますが、改定内容の大枠が見えてまいりました。

3年に一度の報酬改定が私たちに及ぼす影響は大きく、当然の事ながら個々のケアマネジャーの日常業務だけでなく、事業所の運営（経営）方針を左右するような場合もあります。いまや多くの情報が溢れ、社会保障審議会介護給付費分科会など国での議論の内容もタイムリーにインターネットで確認できる時代でありながらも、その収集した情報を分析し、咀嚼した上で判断をしていく過程は、どこまで行っても人の力に頼らざるを得ません。

ここ数年でAI（人工知能）によるケアプラン作成の話題を目にする機会が多くなってきました。本年4月からは、いよいよ実証実験を終え実際にサービス提供を始める企業の話もあります。私の周りのケアマネジャーに感想を聞くと、おおよそ意見は二分されます。ポジティブなものとしては、「負担軽減につながるのであれば、良い取り組みであり興味がある」との意見。一方で、「自分たちの仕事の領域が奪われるのではないか？ケアマネジャーとしての将来を悲観する」というネガティブな意見。

私は、専門職とは常にラディカル（革新的）でなければならないと思っています。現場の実践では多職種協働が当たり前ですが、それぞれの職能（職業に固有の機能）を中心に考えると、乱暴な言い方になりますが、数ある専門職はそれぞれ近接する領域を奪い合いせめぎ合う関係性でもあります。その意味で、常に新しいことにチャレンジし貪欲に知識・技術を取りこんでいく姿勢がなければその専門職の発展は望めません。AIという新しい流れを上手くつかみ、その上で、やはりケアマネジャーでなければできない領域（＝利用者とともに“収集した情報を分析し、咀嚼した上で判断をしていく過程”）が存在することを周囲に強くアピールしていく必要があるのではないのでしょうか。

今年一年、皆さんにとって良い年となりますようお祈り申し上げます。

## 公益社団法人京都府介護支援専門員会 平成29年度府民公開講座

平成29年11月11日(土) ハートピア京都にて、公益社団法人京都府介護支援専門員会 平成29年度府民公開講座を開催いたしました。当日は介護の日で各地域にて多くの催しが開催される中、府民の皆さまやケアマネジャーの方々、総勢83名にお越しいただきました。

冒頭で当会会長井上基から皆さまに感謝の言葉を述べて、今回初めての試みとして2部制で府民公開講座を開催する旨の挨拶がありました。

第1部では高住経ネット主幹の濱田孝一様をお招きし、テーマ「高齢者の住まいの基礎知識と選び方」についてご講演いただきました。府民の皆さまやケアマネジャーの方々に対して「高齢者住宅を正しく見極めるためには何が必要か」という事を【生活環境】【介護】【食事】【医療】【生活相談】に分けて、費用を含めて失敗しないコツなどをメリット、デメリットを提示しながら解りやすく説明していただきました。最後にはご自身の介護経験についてもお話をされ、「施設であろうと在宅であろうと家族としての役割は変わらない」と家族の立場でも述べられました。ご講演を受けた参加者がそれぞれの立場で考える機会や気付きを得る機会になった素晴らしいご講演でした。



第2部として「～あなただけに出来る事～」と題してアコースティックユニットのふらっとり様にライブを行っていただきました。2015年11月に家族を介護する人たちへの応援歌として発売された「幸せの女神」「あなただけに出来る事」「なごり雪」の3曲を披露していただきました。「幸せの女神」の最後のフレーズでは【96歳のあなたは呟く、100歳になるまで家で生き、最後の日にはこう言うの、言わせてね「ありがとう!」】と熱唱され、心のもったデュオの歌声に感動で涙を見せる参加者の姿もありました。会場からは大きな拍手が起り、とても感動的なライブでした。ライブの後は、会場へお越しの皆さまへのお楽しみ企画として抽選会を開催し、3名の方々にふらっとり様のオリジナルグッズがプレゼントされました。

その後、当会副会長松本善則より、府民の皆さま、濱田孝一様やふらっとり様へ感謝の言葉を述べ、閉会の挨拶のあと府民公開講座は終了しました。ふらっとり様のサイン会やCD・チケット販売も行われ、参加者の皆さまにも喜んでいただきました。



お忙しい中、ご来講いただいた濱田孝一様、アコースティックライブを披露していただきましたふらっとり様、提供等でご協力いただきました株式会社大塚製薬工場様、京都府消費生活安全センター様、そしてお越しいただいた多くの府民の皆さま、ケアマネジャーの皆さま、本当にありがとうございました。

(理事 瀧川 広治)

## 第6回京都府介護支援専門員研究大会

平成29年10月28日(土)メルパルク京都にて「ケアマネジャーの存在意義を問う～連携の要であるために～」をテーマに、第6回京都府介護支援専門員研究大会を開催いたしました。

基調講演には一般社団法人日本介護支援専門員協会前会長鷺見よしみ氏を講師にお招きし「平成30年度報酬改定に向けて～ケアマネジャーの存在意義を問う～」というタイトルでお話をいただきました。



研究発表では13名の発表者から、さまざまな切り口で今回のテーマでもある「連携の要であるために」についての発表をしていただきました。

今回は多数の参加申し込みがあり急遽会場を拡大しての開催で、当日は147名の方にご参加いただき有意義な研究発表を終えることができました。発表者のみなさま、ご参加いただいたみなさま、誠にありがとうございました。

### ～京都大会プレ大会～

今回の研究大会を開催するにあたり、6月10日(土)・8月27日(日)に、花園大学社会福祉学部教授福富昌城氏を講師としてお招きし「研究発表を学ぶ、京都大会プレ大会～日頃の実践を事例研究へつなげよう～」を開催しました。特に2日目では実際に作成した抄録を持参し、グループ内で抄録についてプレゼンテーションを行いグループメンバーから質問を受けます。質問を受けることで抄録が練り上げられ、良いところや改善点に気づくことが目的です。自分の伝えたいことをどのように表現すればよいのか?一番伝えたいことが書かれているか?文字数の制限がある中で1日目の研修で学んだ研究目的⇒研究方法⇒倫理的配慮⇒研究

結果⇒考察⇒結論が繋がっているか?等、多くの気づきがあったと思います。この2日間の研修会には合計33名の方が参加され、参加者アンケートでは10名の方が研究大会に演題登録をする意向を示されました。また、今年度の新たな試みとして、この研修会に参加され研究大会へ演題登録される方を対象とした「研究発表相談会」を、10月2日(月)に当会調査研究委員会主催で開催いたしました。演題登録をする意向を示された10名全員が参加され、前回の研修会で作り上げた抄録をさらに磨き上げる作業を行い、本番に挑まれました。



研究発表終了後の振り返り会では、参加者からは「字数制限がある中で原稿をまとめることに苦労した」「プレ大会に参加して演題登録をする事をみんなに勧めたい」「相談会に参加して発表の意味が分かった」、参加をされていなかった発表者からも「自身で準備するには限界があったので、次回発表の機会があればプレ大会にぜひ参加したい」等前向きな意見が聞かれました。



来年度もプレ大会2日間、相談会、研究大会という流れで実施する予定ですので奮ってご参加ください。

ケアマネジャーとして日頃の実践を振り返り、研究する事が実践者として不可欠であると考えます。そろそろ、研究のテーマを検討されてはいかがでしょうか?

調査研究委員会がバックアップさせていただきます。

(常任理事 高木 はるみ)



研究大会にご出展いただきました、株式会社大塚製薬工場様、株式会社ダスキン様、株式会社富士データシステム様、中央法規出版株式会社様、東洋羽毛関西販売株式会社様、ならびにご参加いただいたみなさま、誠にありがとうございました。

## 平成29年度第2回京都府災害派遣福祉チーム (京都DWAT)養成研修に参加して

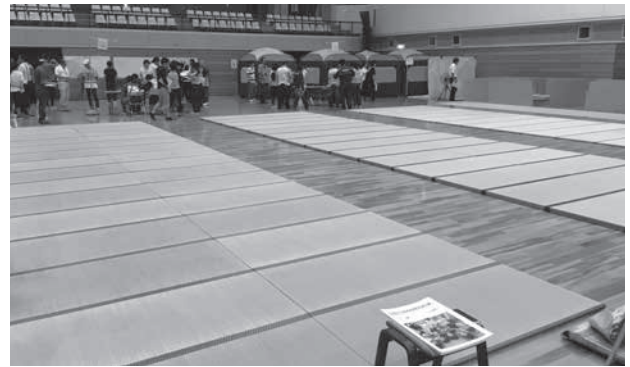
DWATとはDisaster Welfare Assistance Teamの略で一般的には災害派遣福祉チームと呼ばれています。京都府では災害時の避難所等において、避難生活を送る上で想定される要配慮者<sup>(注1)</sup>の体調や心身状況の悪化などの二次被害を防ぐため、平成26年より養成研修を重ねています。平成28年熊本地震の際には5月13日～31日の期間に3班15名の派遣が行われ、当会からも会員3名が活動に参加しました。派遣活動の経験や気づきを活かし、平成29年度は3回の養成研修(基礎・実践・平時の活動)と、自治会の防災訓練への参加といった地域での取り組みや、新聞・ラジオやテレビを通じた住民周知など様々な活動が行われています。

平成29年9月3日(日)八幡市民体育館にて、平成29年度京都府総合防災訓練に合わせて本年度第2回目の養成研修が開催されました。午前中は地元自治体である八幡市職員と住民の方々による体育館を使用した避難所設営・運営訓練を視察・点検しました。避難所での保健師による巡回検診や要配慮者を受付対応する場面を想定したロールプレイがチーム員参加のもと行われました。避難訓練に参加されている住民の方々もロールプレイの様子を見ていただいたことで避難時のDWATの活動がイメージできたことと思います。



午後からは、「熊本地震及び台風10号被害における岩手県災害派遣福祉チームの活動について」と題し、岩手県災害福祉広域支援推進機構事務局(岩手県社会福祉協議会)加藤良太氏による基調講演があり、岩手県災害派遣福祉チーム員として熊本県と岩手県内の派遣活動に参加された千葉正道氏からは活動報告をしていただきました。東日本大震災を契機に災害初期からの避難所等における福祉的支援の必要性が示され、官民学で検討を重ね災害福祉広域支援推進機構が設立された経緯などを伺いました。また、県内・県外にDWATチームを派遣した活動内容を詳細に説明いただき、その運営や対応方法の困難さ、多(他)職種や医療系派遣チームとの連携について改めて考えさせられる内容でした。最後に、京都府内の地域ごとの12チーム<sup>(注2)</sup>に分かれテーマ別ミニ会議を

行いました。司会が出したテーマに関して短時間で次々に率直な意見を出し合うスタイルで、自身に無かった視点や地域に必要なことなどの気づきを得られる濃密な時間でした。テーマは「基調講演から得たもの」「府外派遣・府内派遣について」「本日の訓練の振り返り」「訓練のアイデア」「今後DWATに必要なと思う研修内容」と続き、これらの出された意見は次年度以降の取り組みや京都DWAT活動マニュアルなどに反映されることになっています。



京都DWATは京都府職員の事務局と専門職であるチーム員との協働で運営されています。また、地域ごとの活動を支援するため、京都府から派遣者用ベスト等の物品の貸与や平時の地域活動に助成を行う仕組みもあり、チーム員の自主性が問われています。こういった身近な活動が地域住民との関係を育み、多職種異業種との連携を深めることで地域包括ケアの実現に結びつくのだと思います。



(注1) 要配慮者：災害対策基本法第8条2項第15号に規定する「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」であり、避難所生活から体調を崩される方も含まれます。

(注2) 京都市 (①北区・左京区②上京区・中京区・下京区・南区③東山区・山科区・醍醐地区④右京区・西京区・洛西地区⑤伏見区・深草地区) ⑥丹後⑦中丹東⑧中丹西⑨南丹⑩乙訓⑪山城北⑫山城南

(理事 村上 晶之)

## ケアマネジャーとして知っておきたい 2018年度診療・介護報酬同時改定(その3) —訪問系サービス同一建物利用者の減算方式の適正化—

### 集合住宅におけるサービス提供の適正化について —区分支給限度額は減算前で管理—

現在訪問介護など訪問系サービス（訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護など）は、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）等に居住する利用者に対して訪問する場合に、報酬を一定程度減算する仕組みが存在する。一方、区分支給限度基準額に係る費用の算定に際しては減算後の単位数により判定されることから、集合住宅に係る減算（同一建物減算）が適用される者が、減算が適用されない者よりも多くの介護サービスを利用できる現状がある。

8月に開催された介護保険給付費分科会（分科会）では、同一建物減算の適用を受けている者と、減算を受けていない者との公平性の観点から、減算と区分支給限度基準額との関係についてどのように考えるかが論点として提示。委員からは減算前の単位で取り扱いすべきとの意見が多数を占めていた。

10月19日、会計検査院は、老人ホームに併設・隣接する訪問介護事業所が入居者にサービスをした場合、介護報酬が減額される「同一建物減算」制度について、入居者側の利用総額も圧縮されるため、介護保険の限度内でサービスを受けられる回数が、非入居者に比べて増えるケースがあったことを公表した。制度が反映される人と反映されない人の間で不公平があるとして会計検査院は、厚生労働省に改善を要求。厚労省は「来年度の介護報酬改定に向け、社会保障審議会で議論する」としている。会計検査院の「後押し」もあり、11月29日の分科会で区分支給限度額は減算前で管理することにほぼ決定した。

### 介護保険訪問介護の同一建物減算がより一層厳格化 —医療保険との整合性はどうか—

先述のとおり、訪問介護など介護保険の訪問系サービスには同一建物減算方式、医療保険の訪問診療は同一建物減算方式が、在宅時医学総合管理料などは単一建物減算方式と2つに区分されている。ただし、介護保険の場合は、医療保険の減算要件（訪問月または訪問日）や減算幅と異なり、同一敷地内の有料老人ホーム等や1月に20名以上利用者がある同一の有料老人ホーム等入所者の場合のみ「10%の減算」となる。

そこで厚労省は11月1日の分科会において、訪問介護などにおける同一建物減算について、「移動コストがかからない」点に着目し、対象を「有料老人ホーム等」以外にも拡大することや、減算幅を見直すことなどを提案した。分科会委員からは大きな反論は上がらなかったという。

厚労省の同一建物減算方式の見直しは、同一敷地内や隣接する建物の場合、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム以外のアパート、マンションも減算対象として加えることだ。12月6日に開催された分科会は隣接または隣接していない建物などの場合で、有料老人ホーム、及びその他一般のマンション等では20名以上で10%減算と提示。加えて、同一敷地内や隣接する建物の場合では、50名以上で、10%以上に減算幅を拡大することを提案した。

移動コストに応じた評価となるものの、課題となる点は、分科会委員からも意見が出ている医療保険との整合性だ。現在医療保険適用の訪問看護の同一建物減算は、同一敷地内などにかかわらず、建築基準法上の同一建物で3人以上が対象となり、1人目から50%程度の減算となる。したがって、同一の一般住宅でも夫婦2人のサービス提供は、減算対象とならない。この段階でみると、介護保険と比較して減算幅がすこぶる高いことになる。また、医療保険の訪問リハビ

リテーションの同一建物減算は、1単位300点が同一建物2人になると1人目から255点となっている。医療保険でも同一建物の対象人数に格差があるのだ。

さらに診療報酬の訪問診療については、同一建物同一訪問日で2人以上となると833点から203点と大きく減算される。なお同一の一般住宅で夫婦2人の同一日訪問診療の場合は、1人は訪問診療833点、2人目は再診料で算定することになっている。加えて在宅時医学総合管理料や施設入居時等医学総合管理料にあつては、1月の訪問診療回数と同一月の訪問人数（1人、2～9人、10人以上、及び重症患者）などにより複数区分の単一建物減算評価があり、かなり複雑な評価指標である。

介護保険の居宅療養管理指導費についての同一建物減算方式については、11月8日の分科会で厚労省より医療保険の在宅時医学総合管理料などの取り扱いに併せて、単一建物1人、2～9人、10人以上の3段階の減算方法が提案された。本件は医師、歯科医師の他管理栄養士や薬剤師、歯科衛生士の居宅療養管理指導費も同じ取り扱いとなる見込みだ。しかしながら、今回の介護保険の訪問サービス同一建物減算見直しと、医療保険の単一建物減算方式をすべて同じ指標で評価することはかなりの調整が必要となる。また医療と介護報酬の評価や利用者数の格差などを想定すると、完璧な整合性評価とはならないだろう。

（顧問／メディカル・テン代表 宮坂 佳紀）

## 介護報酬改定対応委員会

2018年（平成30年）介護報酬改定に向けた委員会です。3年ごとに一般社団法人京都府医師会が開催される介護報酬改定説明会には当会も全面協力しています。今回は「介護報酬クイックマスター」2015年（平成27年）4月暫定版（公益社団法人京都府介護支援専門員会）を京都府独自の資料として作成し、皆さまからもご好評をいただきました。また、ケアマネジメントに関わりが深いポイントを掘り下げた説明会を当会独自に複数回開催しました。

本委員会はこれを踏襲し、「介護報酬クイックマスター」2018年（平成30年）4月暫定版の編集や説明会に向けた準備が主な役割です。これまでは当会の役員等がワーキングチームを構成する形でその任にあたりましたが、今回は診療報酬との同時改定ということもあり、特別委員会として組織し、一般社団法人京都府医師会からも理事の先生や事務局の方に委員として参加していただく大所帯になっています。

委員会のまとめ役は当会の宮坂佳紀顧問。報酬改定を控え、ケアマネ・ポートでは「ケアマネジャーとして知っておきたい2018年度診療・介護報酬同時改定」を、メールマガジンでは「シリーズ 30年同時改定をうらな

う」をそれぞれ連載執筆中です。

単なる説明会向けの報酬羅列の資料ではなく、診療報酬と介護報酬の関連性及び相違点のポイントなど、運用に必要な制度解説をしっかりと盛り込んで、これまでにありそうでなかった「現場で使える」資料になるよう、宮坂顧問の得意分野を活かした内容充実の作業を行っています。

この成果は下記説明会にてお披露目の予定です。皆さまご期待ください。

### 平成30年介護報酬改定説明会

平成30年3月20日(火)・21日(水)

国立京都国際会館 大会議場

平成30年3月25日(日)

舞鶴市総合文化会館 大ホール

（介護報酬改定対応委員会担当副会長 松本 善則）

## 事務局からのお知らせ

### ■平成30年度会費納入のご案内

#### ◇会費納入のご案内【口座振替】が同封されていた方へ

平成30年2月27日(火)にご指定の金融機関より引き落としさせていただきます。同封の「会費納入のご案内」【口座振替】で金額をご確認のうえ、振替日の前日までにご指定の口座にご準備いただきますようお願いいたします。

#### ◇会費納入のご案内【振込】が同封されていた方へ

平成29年11月30日現在、「預金口座振替依頼書」のご提出がありませんでした。「会費納入のご案内」【振込】をご確認のうえ、平成30年3月15日(木)までにお振込みいただきますようお願いいたします。また、同封の「預金口座振替依頼書」のご記入・ご返送をお願いいたします。(平成30年度は会費の口座振替はできかねます。平成31年度からのご利用となりますのでご注意ください)

## 編集後記

平成30年の医療報酬・障がい福祉サービス等報酬・介護報酬のトリプル改定に向けて様々な議論がなされており、当然のことながら注視されていることと思います。介護支援専門員として介護保険のみならず医療・障がいの制度に関しても日々の業務の中で関わる事が多く、利用者等から質問を受けることがあります。また、報酬は直接事業所運営にも関係してくるため頭を抱えておられる経営者や管理者の方も多いのではないのでしょうか。考えているだけでは不安が募るばかりです。実際に動いてみると安心できるかもしれません。京都府介護支援専門員会ではケアマネ・ポートやメールマガジンで報酬改定に関する情報を発信していますので、今一度読み返してみられてはいかがでしょうか。思わぬ体調不良に気をつけながら、往ぬる・逃げる・去るの3ヶ月間を有意義に過ごし、報酬改定に備えたいと思います。

(広報委員長 中嶋 優)

### 京都ケアマネ・ポート56号

2018年1月1日発行

発行人：井上 基

広報委員長：中嶋 優

広報委員：村上 晶之 佐藤 弓子 北野 太郎 中吉 克則 松本 善則

発行元 公益社団法人 京都府介護支援専門員会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 京都府立総合社会福祉会館7階

TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971

E-mail: info@kyotocm.jp URL: http://kyotocm.jp/

京都銀行 府庁前支店 普通口座 4151049 シャ) キョウトフカイゴシエンセンモンインカイ